

IV 政党の届出

- 1 政党交付金の交付を受けようとする政党は、毎年1月1日(基準日)現在における次に掲げる事項を、基準日の翌日から起算して15日以内に、総務大臣に届け出なければならないものとされています。
 - ・名称(略語を用いている場合には名称及びその略語)
 - ・主たる事務所の所在地
 - ・代表者、会社責任者及び会計責任者の職務代行者の氏名等
 - ・会計監査を行うべき者の氏名等
 - ・所属する衆議院議員又は参議院議員の氏名等
 - ・前回の総選挙並びに前回及び前々回の通常選挙におけるその政党の得票総数
 - ・支部の数、名称及び主たる事務所の所在地等
 - ・その他

この届出には、次の文書を併せて提出するものとされています。

- ・綱領その他の当該政党の目的、基本政策等を記載した文書
- ・党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を記載した文書
- ・所属する衆議院議員又は参議院議員として記載されることについての承諾書等
- ・その他
- 2 総選挙又は通常選挙が行われた場合には、政党交付金の交付を受けようとする政党は、選挙 基準現在における1に掲げる事項を、選挙基準日の翌日から起算して15日以内に、総務大臣 に届け出なければならないものとされています。
- 3 1・2の届出がない限り、II1の政党交付金の交付の対象となる政党としての要件を満たしていても、政党交付金は配分されません。
- 4 政党は1・2により届け出た事項及び提出文書について異動を生じた場合には、異動の日の翌日から起算して7日以内に、総務大臣に届け出なければならないものとされています。
- 5 1 · 2 · 4 による届出事項について、総務大臣は官報により告示します。
- 6 1・2・4による届出書は、その添付文書も含めて、5の告示の日から5年間、総務省で閲覧することができます。